

情報漏えい等の事案等対応手続

（目的）

第1条 本手続は、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人情報又は特定個人情報の漏えい、滅失又はき損の事態が発生した場合における福生市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の対応について、必要な手続等を定める。

（対象とする事案）

第2条 本規程は、次に該当する事案を対象とする。（以下「漏えい等の事案」という。）

- （1）センターが保有する個人データ（特定個人情報に係るものを含む。）の漏えい、滅失又はき損

（所管）

第3条 事務局長を本手続の対応責任者とし、以下の対応について、関係各部と連携して責任をもって行う。

- （1）センター内部における報告・被害の拡大の防止
- （2）事実関係の調査、原因の究明
- （3）影響範囲の特定
- （4）再発防止策の検討・実施
- （5）影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- （6）事実関係、再発防止策等の公表
- （7）関係当局への報告

2. 事務局長が不在の場合は、会長又は会長が指名した者が対応を代行する。

（第一報）

第4条 センターの従業者は、漏えい等の事案の発生を認識した場合には、直ちに事務局長に報告をしなければならない。

（被害の拡大の防止）

第5条 事務局長は、前条の第一報があった場合、速やかに漏えい等の事案の防止その他の暫定措置を講ずるよう関係部署に対して指示をする。

2. 外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合には、当該端末等のLAN ケーブルを抜いてネットワークからの切り離しを行う等、適切な対応について、関係部署に対して指示をする。

（会長等への報告）

第6条 事務局長は、必要と認められる場合、直ちに会長に対して報告を行う。又、東京都シルバー人材センター連合に対しては情報提供を行う。

（事実関係の調査、原因の究明）

第7条 事務局長は、関係部署と連携の上、以下の観点において事実関係の調査を行う。

- （1）漏えい等があった個人情報を取扱う部署及び担当者の特定
- （2）漏えい等のルートの解明
- （3）漏えい等の有無の確認（漏えい等していた場合には、漏えい先の特定を含む。）
- （4）漏えい等の対象となる本人、情報の項目及び人数の特定

2. 事務局長は、必要に応じて、警察、弁護士等に対して相談を行う。

（再発防止策の検討及び実施）

第8条 事務局長は、第7条で究明した原因及び前条で特定した影響範囲を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

（影響を受ける可能性のある本人への連絡等）

第9条 事務局長は、漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について速やかに本人へ謝罪の連絡をする。

2. 前項にかかわらず、本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合（以下の場合をも含むがこれらの場合に限られない）には、本人への連絡等を省略することができる。

- （1）紛失したデータを第三者に見られることなく速やかに回収した場合
- （2）高度な暗号化等の秘匿化が施されていて紛失したデータだけでは本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合

（個人情報保護委員会への報告）

第10条 事務局長は、発生した漏えい事案が次の第一号（1）から（4）まで及び第2号（1）から（3）までに掲げる事態に該当するときは、個人情報保護委員会に報告するものとする。ただし、高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じているものはこの限りでない。

1 個人情報

- （1）要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- （2）不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏え

い等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 個人データに係る本人の数が「1,000人」を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 特定個人情報

(1) 次に掲げる事態

ア 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

イ 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態

ウ 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態

(2) 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態

(3) 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が「100人」を超える事態

ア 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報

イ 番号法第9条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報

ウ 番号法第19条の規定に反して提供され、又は提供された100人を超える特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

附則

本手続は、令和4年6月15日より施行する。

